

「歴史的建築物活用ネットワーク」第4回会議

～歴史的建築物活用の新しいルールづくり～

京都市、神戸市、横浜市、福岡市に次ぎ、歴史的建築物を次世代へ継承するための条例づくり（建築基準法3条その他条例）が各地で拡がりをみせ、今年には川越市、鎌倉市が新たに条例を制定しました。各自治体に取り組むべき歴史的建築物活用の課題を解決するために、その目的や運用の仕組みなど自治体ごとに多様な事例が生まれはじめています。

本会議はこうした動きに対する政府の新しい支援策や制度への理解を深め、条例を制定した自治体の最新事例を学ぶことを目的に開催します。ぜひ奮ってご参加下さい。

◆日時・場所◆

日時：2017年3月25日（土）15時30分～18時30分（終了後19時より懇親会）

場所：KGU関内メディアセンター 神奈川県横浜市中区太田町2-23

横浜メディア・ビジネスセンタービル8階

参加費：1,000円 *当日、受付にてお支払いください

◆内容◆

【開会】安藤邦廣・筑波大学名誉教授

【歴史的建築物保存活用支援に関する政府の最新動向】 内閣府（調整中）

【制度説明】歴史的建築物活用に関する制度説明と最新動向

国土交通省住宅局建築指導課

【歴史まちづくりに関する最新動向】東京大学 西村幸夫

【歴史的建築物の保存活用に関する最新動向】工学院大学 後藤治

◇事例報告◇（4地域 各20分）

歴史的建築物活用の新しいルールづくり最新動向

京都市、横浜市、川越市、鎌倉市

◇ディスカッション◇

上記報告者、工学院大学 後藤治、東京大学 西村幸夫（コーディネーター）

【閉会】西村幸夫・東京大学

◆懇親会◆ 19:00～

会場周辺にて開催予定（詳細決定後、2月上旬以降に、当団体WEBに掲載します）

参加申込について

ご氏名、ご所属、連絡先、懇親会の参加可否をご記入の上、歴史的建築物活用ネットワーク事務局 <info@h-ar.net> までお申し込みください。なお、懇親会に参加の方は、3月21日（火）までにお申し込みください。